

千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (案) の概要

1 改正理由

国は令和4年6月に策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づきアナログ規制の見直しを行うこととしており、各地方公共団体においてもアナログ規制の見直しを積極的に取り組むように要請している。

また、デジタル社会形成基本法の令和5年の改正では、最新の情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、国、地方公共団体及び事業者の業務の処理について、これに関連する規制により情報通信技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにするために必要な措置が講じられなければならない旨が追加された。

そこで、本県でも国の見直しを踏まえて、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則について、許可施設設置者が電磁的記録を保存する方法について、新たな技術の活用を阻害しないようにするため、所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（以下「条例」という。）第23条第2項の規定により帳簿の作成に代えて電磁的記録の作成を行う場合における当該電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル等に情報を記録したものとする。（第34条関係）
- (2) 条例第23条第2項の規定により帳簿の作成に代えて電磁的記録の作成を行う場合において、当該電磁的記録の作成又は保存に係る記録媒体を「磁気ディスク等」から「電磁的記録媒体」に改める。（第34条関係）

3 施行期日

令和8年5月施行予定